

金沢港発着クルーズプロモーション事業委託仕様書

1. 事業目的

2024年3月の北陸新幹線県内全線開業により、これまでの首都圏に加え、関西圏との時間距離も短くなり、本県へのアクセスが向上した。これを契機として、金沢港及び金沢港発着クルーズ、県内観光地の魅力を情報発信・PRすることにより、金沢港や金沢港発着クルーズの認知度・集客力向上を図る。

2. 契約期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

3. 委託業務

(1) 業務内容

- ・業務は下記①②の内容を実施することとし、円滑に事業が遂行できるよう、（一社）金沢港振興協会（以下、「協会」という。）と協議の上、実施すること。
- ・2026年、2027年の金沢港発着クルーズの販売時期を考慮した「情報発信計画」を作成し、契約締結後、協会に速やかに提出し、説明のうえ承認を得て実施すること。
- ・金沢港発着を行うクルーズ

① SNS、WEB記事等による情報発信

<目的>

- ・クルーズ船の寄港する港としての金沢港の認知を高めるとともに、クルーズ旅行に対する心理的ハードルを下げ、クルーズ旅行に興味のある潜在的な乗船客の掘り起こしを行い、乗船に向けた機運を向上させる

<内容>

- ・金沢港や金沢港発着クルーズ及び背後観光地の魅力を発信するSNS（Instagram、YouTube、TikTokなど）投稿やWEB記事を投稿すること
- ・情報発信にあたっては、拡散力のあるインフルエンサー（目安としてフォロワー数50万人以上）の協力を得て行うこと
- ・金沢港発着のクルーズ船において可能な限り乗船取材を行い、インフルエンサーのSNS及び協会の公式SNSにて発信を行うこと（乗船費は本事業費に含む）
- ・金沢港発着クルーズの具体的なイメージをもってもらうため、SNS投稿とWEB記事は相互に補完しあう（SNS投稿の際にWEBへのハイパーリンクを設置するなど）内容とすること
- ・SNS投稿を年間20回程度行うこと
- ・WEB記事（金沢港発着のクルーズ乗船体験記、金沢港周辺の観光体験記）を少なくとも年間1本作成するとともに、金沢港の特集ページを作成すること
- ・金沢港を起点とした寄港地観光コースや、金沢発着クルーズ利用者に対し乗船前

後の県内での滞在の楽しみ方を提案する特設サイトを構築すること

- ・特設サイトは、主要観光地ばかりではなく、金沢港を中心とした広域観光を促す内容とし、最低5コース作成。また、滞在時間・目的・エリア軸の観点でわかりやすい構成とすること

<KPI>

- ・SNS投稿の「いいね数」、「保存数」、「コメント数」とWEB記事の「閲覧数」、特設サイトの「閲覧数」をそれぞれ測定し、これらの合計数を、SNS投稿の「再生数」で除した割合が1%以上であること（例：再生数100万回の場合に合計数1万回以上）

② ライブ配信イベントによる情報発信

<目的>

- ・金沢港の背後観光地や金沢港発着クルーズのコースや魅力等についてリアルタイムに答えるライブ配信を通して、配信イベント参加者の抱える疑問を解消することで、金沢港発着クルーズ等への申し込みを促す

<内容>

- ・ライブ配信を2回以上行うこと
- ・ライブ配信はアーカイブ配信にも対応したものとすること
- ・ライブ配信で関心を持った視聴者に、金沢港発着クルーズへの乗船に向け、クルーズ申込にかかる資料請求や特典受け取りのための具体的な行動を喚起させる取り組みを提案すること

<KPI>

- ・ライブ視聴回数（アーカイブ含む）：3,000回
- ・クルーズ申込にかかる資料請求や特典受取のための具体的な行動：200回

(2) 事業期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 留意事項

① 情報セキュリティに関する事項

仕様書別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守すること。

② 個人情報の取扱いに関する事項

仕様書別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。

③ 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

④ 立入検査

協会は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告さ

せ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問を行うことができる。

⑤ 知的財産権の取り扱い

受託者は、本業務の実現のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

⑥ データ漏えい等の防止

受託者は、発注者から引き渡された情報資源、記録媒体及び出力帳票等に関し、その管理を徹底し、データの漏洩及び紛失等がないよう十分に配慮しなければならない。

⑦ 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(ア) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、協会は契約の取消しができる。その場合、協会に生じた損害は受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(イ) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、双方の責に帰すことができない自由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が調わない場合には、それぞれから、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

⑧ その他

事業実施の際、本仕様書に示した内容と差異がある場合は、協議の上、決定するものとする。

4. 成果物及び提出物

業務完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。

- ・本業務にかかる効果検証分析レポート
- ・本業務分析による、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略の改善案

5. 委託予定金額

4, 000千円以内（消費税及び地方消費税込み）

6. 委託契約の締結

選定業者と、「3. 委託業務」に示した業務委託契約を締結する。委託料及び契約の詳細は、本仕様書に定めるもののほか、別途協議して決定する。

7. 支払い

原則、当該年度の事業終了確認後に支払うものとする。ただし、協会との協議により、契約金の一部を概算払いで支払うことができるものとする。

8. 提出資料

提出資料	提出部数	備考
企画書 参考見積書	4部	【企画書記載事項】 (1) 企画提案内容に関する事項 ①企画提案するターゲット及び媒体等 ②情報発信計画 ③効果検証方法及び検証結果の活用方法 (2) 会社概要と当該業務にあたる実施人員体制 ①本業務を行うにあたっての人員・役割分担等 ②配置する制作者に関する事項（制作責任者を明確にし、その人物による過去の制作物や実績を明記すること） (3) その他 ①その他特筆すべき事項 ②見積書
		【企画書提出における留意事項】 ・企画書は日本工業規格A4、横、カラー印刷、左綴じとすること。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。 ・目次及び各ページにページ数を付記すること。 ・提出部数は、社名入り1部、社名なし3部とする。なお、社名なし3部については、会社名が類推できないようにすること。 ・見積書は企画書内に綴じ込むこと。 ・専門用語には、専門知識の無い者にも分かるよう簡単な説明を付記するなど、平易な言葉で書き表すこと。
会社概要	1部	①提案会社の名称、住所、代表者の役職及び氏名 ②本事業の担当者氏名、連絡先、組織概要、取扱業務内容

		③再委託の有無及び予定（有の場合は再委託の範囲） ④類似取扱業務の実績（過去5年以内）
--	--	--

9. 応募の手続き等

(1) スケジュール（予定）

項目	日程
① 実施要領等の公表（公募開始）	令和8年4月 1日（水）
② 実施内容に関する質問受付期限	令和8年4月 7日（火）
③ プロポーザル参加申込受付期限	令和8年4月 9日（木）
④ 質問に対する回答	令和8年4月 9日（木）
⑤ 企画提案書等書類の提出期限	令和8年4月14日（火）
⑥ 審査会の実施	令和8年4月15日（水）
⑦ 審査結果の通知	令和8年4月16日（木）

(2) 実施内容に関する質問受付及びその回答について

① 受付期間

令和8年4月7日（火）17時まで

② 提出方法

質問事項を記載したファイル（ファイル形式は、Microsoft Word またはPDF とする。）を添付し、「11. 資料提出の方法等」に記載するメールアドレスあてに電子メールにて提出すること。その他の方法による質問には回答を行わない。

※電子メールの件名に「【質問】金沢港発着クルーズプロモーション事業委託」と記載すること。

※提出後は、「10. 資料提出の方法等」に記載する提出先に確認の電話をすること。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのある質問を除き、令和8年4月9日（木）までにメールで行う。なお、提出資料等に関する質疑に関する回答については、一括して応募者全員に対してメールをもって通知する。

10. 資料提出の方法等

(1) 提出期限

令和8年4月14日（火）17時（必着）まで

(2) 提出方法

上記期限内に、下記あてに郵送または持参すること。

〒920-0332 石川県金沢市無量寺町リ65番地金沢港クルーズターミナル3階

（一社）金沢港振興協会

T E L : 076-254-0711

F A X : 076-254-0701

MAIL : kport@angel.ocn.ne.jp

受付時間：土・日・祝日を除く9時から17時まで（12時から13時は除く）

1.1. 企画書の審査

各業者から提出された企画書を次の基準で審査員が審査を行い、協会において集計を行い、業者を選定する。

※審査内容については公表しない。

※審査結果については別途通知するが、異議の申し立ては認めない。

審査項目	審査基準	配点
企画の趣旨	・ 委託事業の趣旨・目的にそった企画提案になっているか。	15
企画提案の 優位性	【ターゲットの設定】 ・ 旅行者の属性・多様化するニーズ等の分析を踏まえ、エビデンスに基づいた適切なターゲット設定がなされており、その設定理由（どのようなデータをどういう理由で用いたか等）が明確に記載されているか。	15
	【情報発信の運用方針】 ・ 情報発信効果の最大化を図るための運用方法（ターゲットに適した媒体選択がされているか等）について、具体的かつ的確な提案がなされているか。	15
	【効果検証・改善提案】 ・ 各情報発信の効果測定方法、分析方法や改善提案方法が適切に設定されているか。 ・ 効果検証は、次年度以降に有効活用できる方法で提案されているか。	15
	【設定目標の達成方法】 ・ 情報発信媒体ごとに、設定されたKPIが達成できるよう、具体的かつ的確な提案がなされているか。	10
	【その他提案】 ・ 仕様書にて求められる業務以上の提案があるか。	5
実施体制	【会社概要・実施体制】 ・ 実施体制、実施スケジュールが業務を安定的に遂行できるものであるか。 ・ 本業務の目的を達成するために必要なデータ分析や石川県の観光、クルーズ業界に精通している専門的な人材を配置しており、その者は十分な経歴や実績を有しているか。 ・ 情報発信効果の測定、分析を踏まえた、運用方針変更の提案や発注者からの相談等に適宜対応できる体制となっているか。	15

	【業務実績】 ・類似取扱業務の実績（過去5年）に鑑み、業務遂行能力が認められるか。 ・過去のプロモーション事業実績を考慮した人員体制が確保されているか。	5
経費	・経費の内訳、範囲が明確で、提案内容に見合った適切な経費であるか。 ・情報発信媒体原価と管理運用費を分けて見積りされているか。	5
合 計		100

12. 参加資格等

(1) 次の条件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ④ 審査会実施日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。

※共同企業体で参加しようとする場合は、共同企業体代表者及び各構成員が上記①から

④の資格要件を満たすこと。また、各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 提案は1者1件とする。

1 3. 失格要件

次の事項に該当したものは、参加の資格を失う。

- ・この仕様書に定める条件や規定に従わない場合
- ・あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- ・その他公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、又は行おうとした場合

1 4. その他

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に協会と契約内容を詳細に協議すること。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は協会に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、協会と十分協議すること。